

## 外管局、《資本項目外貨業務ガイド(2020年版)》を公布

国家外貨管理局は2021年1月22日、《《資本項目外貨業務ガイド(2020年版)》印刷・公布に関する通知》(匯綜発[2020]89号、以下、本ガイド)を公布・実施しました。

本ガイドは、多岐にわたる資本項目関連の外貨業務の手続き・フローを整合・最適化したもので、資本項目外貨業務を実施する際の手引きとなります。過去の規定が本ガイドと一致しない場合、本ガイドが適用されます。

本ガイドは、計4部にて構成されています。第1・第2部は外貨管理局用ガイドのため省略されています。第3部が外貨指定銀行用ガイドとなり、国内外の直接投資・外債・クロスボーダー担保などの各種業務に必要な資料・審査原則などが記載されています。第4部は各種書式となります。

本ガイドの全文は、以下の外管局的サイトをご参照ください。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2021/0122/18098.html>

### <第3部 外貨指定銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイドの概要>

#### 国内直接投資外貨業務

##### ◆ 外商投資企業の基本情報登記、変更・抹消登記

登記 (新設・合併買収)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業許可証の取得後、所属する外管局的管轄内の銀行で速やかに基本情報登記を行い、業務登記証憑を取得</li> <li>● 外国投資家の各種出資形式・金額の全額を登記、クロスボーダー外貨・人民元の流入総額は、登記済のクロスボーダー入金可能資金総額を超過不可</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本情報・投資情報の変更が発生した場合※、所属する外管局的管轄内の銀行で基本情報の変更手続きが必要</li> <li>● 減資に係る変更登記の場合、減資所得金額は、原則、外国投資家の払込済登録資本の減少分のみが対象、資本積立金・利益積立金・未処分利益などは含めない</li> </ul> <p>※ 基本情報：企業名称・経営範囲・法定代表者・住所など 投資情報：登録資本・出資方式・登録通貨・投資家およびその払込引受出資額・合併/分割など</p>
抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解散・経営期限満了・合併・分割などの原因で抹消する場合、原則、清算公告の公布期限後、企業の営業許可証抹消までに抹消手続きが必要</li> <li>● 外国投資家の減資・持分譲渡・投資の先行回収などの資本引上げ行為により内資企業に転換した場合、変更後の営業許可証の受領後、基本情報登記の変更手続きが必要、ただし抹消手続きは不要</li> </ul>

◆ 国内再投資受入の基本情報登記・変更登記

- 外商投資企業が外貨資本金またはその人民元転代り金により国内持分投資を行う場合、現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反してはならず、その投資プロジェクトは、真実・コンプライアンスへの準拠が必須
- 国内機構が、国内主体の再投資に係る外貨資金または外貨で支払われた持分譲渡の対価を受け取る場合、所属する外管局の管轄内の銀行で登記手続きを申請後、外貨資本金口座の開設が必要
- 国内機構が、人民元（直接人民元転代り金または人民元転支払待機口座内の資金）の再投資資金または持分譲渡の対価を受け取る場合は以下2パターン
  - ・ 投資主体が非投資性外商投資企業の場合、被投資主体は、国内再投資受入の基本情報登記かつ人民元支払待機口座の開設後、関連投資金を受取
  - ・ 投資主体が投資性外商投資企業の場合、被投資主体は、登記または外貨資本金口座の開設不要。関連投資金は、被投資主体または持分譲渡の対価を受け取る国内主体の人民元口座に直接入金可

◆ 国内直接投資の関連口座

外貨資本金 口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外商投資企業、国内外貨再投資受入主体、国外上場の国内企業の名義で開設</li> <li>● 別々の銀行で複数の口座開設が可能、隔地（異地）での口座開設も可能</li> </ul>
資産現金化 口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内持分譲渡者、国外投資主体の減資・持分譲渡・清算などの資本項目変動収入が発生した国内投資主体の名義で開設</li> <li>● 別々の銀行で複数の口座開設が可能、隔地での口座開設も可能</li> <li>● 関連業務登記証憑に基づき直接銀行で人民元転可</li> </ul>
保証金専用 外貨口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口座開設主体の登録地での口座開設が必須、隔地での口座開設は不可。複数口座の開設は可能</li> <li>● 直接投資項目の資金は、取引成約の場合、その後設立する外商投資企業の国内投資の出資とする、または外国側持分譲渡の対価支払が可能。取引未成約の場合、違約による控除への使用を除き、残額は元のルートで返金</li> </ul>

◆ 外国投資家の資本引上げにより所得する資金の送金

- 主として、清算・減資に係る取得資金・国内持分譲渡に係る取得資金の送金などの内容を規定

◆ 国内直接投資（銀行・保険機構を含めず）の利益送金

- 企業は、会社法・外商投資などの関連法律・法規に基づき過年度の損失を補填
- 法定積立金が過年度の損失補填に不足する場合、規定に基づき法定積立金の積立前に、当年の利益にて損失を補填。損失補填・積立金の積立後に残る税引後の利益を規定に基づき分配

国外直接投資外貨業務

◆ 国内機構の国外直接投資の登記、変更・抹消登記

国外直接投資 外貨登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内外の合法的な資産・権益による国外への出資前に、所在地の銀行に登記手続きを申請</li> <li>● 国外資金、その他国外資産または権益により出資する国外直接投資の場合、所在地の銀行に登記手続きを申請</li> </ul>
変更登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国外企業の減資・持分譲渡などにより資金を回収する必要がある場合、国内投資主体の変更登記後、資産現金化口座の開設・資金回収・入金などを手続き</li> <li>● 対外貸付を国外会社に対する持分に転換する場合、先に所在地の外管局に対外貸付の変更または抹消登記手続きの申請が必要</li> </ul>

抹消登記

- 国外企業が清算により資金を回収する必要がある場合、国外投資企業の国内投資主体の清算登記手続き後、業務登記証憑に基づき後続の手続きが可能

◆ 国内機構の対外貸付

- 対外貸付専用口座
  - ・ 外管局での対外貸付限度額の登記後、業務登記証憑を持参して銀行で口座開設手続きを申請
  - ・ 対外貸付資金はすべて、対外貸付専用口座経由での国外送金が必須
  - ・ 銀行は、資金送金業務の際、資金原資・国外の借入人の資金使用計画などを審査
- 対外貸付抹消登記
  - ・ 対外貸付の期限到来（ロールオーバーの期限到来を含む）かつ元本・利息を回収する場合、または期限未到来（ロールオーバーの期限未到来を含む）だが元本・利息を回収済の場合、貸付人は、所属する外管局の管轄内の銀行で対外貸付限度額の抹消登記が可能

外債・クロスボーダー担保・国内外貨借入業務

◆ 非銀行債務者の外債口座

口座開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外債締結登記後、所属する外管局の管轄区内の銀行を選択して直接外債口座を開設可能<sup>※</sup></li> <li>● 外債一件につき複数の口座開設が可能、ただし、同一案件でない外債は個別の口座開設が必要</li> </ul> <p>※ 特殊な経営ニーズによる、隔地（異地）での口座開設は所在地の外管局の認可が必要</p>
引出・返済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外債の引出通貨と返済通貨は、要一致</li> <li>● 合理的な原因がない場合、外債引出項目の国外送金者と債権者、外債返済項目の国外受取人と債権者は、要一致</li> <li>● 借入契約書に期日前返済の条項がない場合、期日前返済は不可</li> </ul>
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登記済外債の未払残高が0、かつ以降に引出が発生しないなどの条件を充足する場合、最後の元本返済・利息支払業務を適切に行い、関連外債口座を閉鎖した後、所属する外管局の管轄内の銀行で外債抹消登記の申請が可能</li> </ul>

◆ 銀行の「内保外貸」業務（担保人＝銀行）<sup>※</sup>

- 「内保外貸（国内保証・国外貸付）」とは、担保人の登記地が国内、債務者および債権者の登記地がいずれも国外であるクロスボーダー担保のこと
- 銀行は、当該業務を取り扱う場合、債務者の主体資格に対する真実およびコンプライアンス性・担保項目資金の用途・予定している返済資金の原資・担保履行の可能性および関連取引背景に対して審査を行い、国内外の関連法律・法規に合致しているか否かについてデューデリジェンス調査を実施
- 「内保外貸」の資金用途の制限
  - ・ 債務者の正常な経営範囲内の関連支出に使用、債務者の正常な業務範囲以外の関連取引への従事を支援するための使用は禁止
  - ・ 取引背景の構築によるサヤ取りまたはその他の形式の投機的取引は不可
  - ・ 直接または間接的な証券投資方式を利用した国内への戻入・使用は不可
  - ・ 直接または間接的な国外のその他機構の持分または債権の取得に使用する場合、当該投資行為は、国家の国外投資に関する政策方針および国内関連部門の規定への合致が必要

※ 担保人が非銀行機関の場合、担保契約締結後 15 営業日以内に所在地の外管局で「内保外貸」締結登記が必要

## ◆ 銀行の「外保内貸」業務

- 国内非金融機関による国内金融機関からの借入、または与信限度額取得の場合、以下の条件を同時に充足する前提で、国外機構/個人が差し入れる担保を受け入れ、「外保内貸」契約を自ら締結可
  - ・ 債務者が国内で登記・経営する非金融機関、債権者が国内で登記・経営する金融機関
  - ・ 担保の対象が人民元・外貨の借入（委託貸付を含まない）または拘束力を有する与信限度額
  - ・ 担保の形式が国内外の法律・法規と合致
- 国外担保の履行
  - ・ 国内債務者は、所在地の外管局で短期外債締結登記・関連情報の備案手続きが必要
  - ・ 国内債務者は、債務返済まで新規の「外保内貸」契約の締結を一時停止（締結済の場合、新たな引出を一時停止）

## ◆ 非金融機関の国内外貨借入口座

- 国内債務者は、国内外貨借入口座を開設し、国内外貨借入（外貨委託貸付を含む）の資金・返済資金を預け入れ
- 複数の国内外貨借入で一口座を共用可能
- 貨物貿易輸出背景を有する国内外貨借入は、債務者が支払人民元転または任意人民元転方式を選択のうえ、人民元転可。それ以外の国内外貨借入は人民元転不可
- 債務者は、貨物貿易輸出に係る外貨受取資金により輸出トレードファイナンス（人民元転して使用済の貨物貿易輸出背景を有する国内外貨借入を含む）を返済する場合、原則、外貨転による返済は不可。それ以外の国内外貨借入について、債務者は、自己保有する外貨または人民元の外貨転代り金により返済可

## 総合業務

## ◆ 資本項目収入の人民元転

- 資本項目収入には、直接投資・外債・国外上場資金を含む
- 自社の経営範囲内に使用可能な経常項目支出および法律・法規で許可されている資本項目支出は、以下の規定を遵守
  - ・ 直接または間接的に企業の経営範囲以外または国家の法律・法規が禁止する支出に使用不可
  - ・ 直接または間接的に証券投資に使用不可（別の明確な規定がある場合を除く）
  - ・ 非関連企業への貸付に使用不可（経営範囲で明確に許可する場合を除く）
  - ・ 非自社用不動産の建設・購入のために使用不可（不動産企業を除く）
- 企業は、支払人民元転または任意人民元転を自由に選択可
- 非投資性外商投資企業は、現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、かつ国内で投資するプロジェクトが真実かつコンプライアンスに準拠しているとの前提の下、法に基づき資本金による国内持分投資が可能
- 資本項目収入の手元運転資金（任意人民元転および支払人民元転を含む）の累計支払金額は、20 万米ドル相当／月を超過不可

## ◆ 資本項目外貨収入支払利便化

- 条件に合致する資本項目外貨収入およびその人民元転代り金を国内支払使用のために用いる場合、《資本項目外貨収入支払利便化業務支払指図書》に基づき直接条件に合致する銀行で取扱可。真实性証明資料の事前・一件毎の提出は不要
- 利便化業務の適用を申請する企業は、非金融企業（不動産企業・政府融資プラットフォームを除く）であり、かつ以下の条件を要充足

- ・ 直近1年に外貨行政処罰の記録がない（設立1年未満の場合、設立日以降）
- ・ 貨物貿易外貨収支名簿内の企業の場合、その貨物貿易分類の結果がA類
- 利便化の限度額
  - ・ 企業の資本項目外貨収入の発生額×マクロプルーデンス係数（暫定1）
- 企業は、当該取引の真実・コンプライアンス性が十分に証明できる関連文書・エビデンスなどを検査に備えて5年間保管
- 取扱銀行は、四半期毎に取り扱った当該利便化業務について事後かつランダムな抽出検査を実施

以 上



## ご照会先

## 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

## ● 上海浦西出張所

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

## ● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

## 瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

## 北京支店

北京市朝陽区光華路1号  
北京嘉里中心北楼16階1601号室  
TEL : 86-(10)-5920-4500

## 天津支店

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

## 蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

## ● 蘇州工業園区出張所

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大廈16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

## ● 常熟出張所

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大廈8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

## ● 昆山出張所

昆山市前進東路399号  
台協国際商務広場2001-2005室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

## 杭州支店

杭州市下城区延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

## 広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

## 深圳支店

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

## 重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

## 大連支店

大連市西崗区中山路147号  
申貿大廈4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。